

沖行発第36号
令和6年4月19日

関係各位

沖縄県行政書士会
会長 白木 純



非行政書士行為排除協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より沖縄県行政書士会の運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、令和6年3月28日に沖縄県農林水産部長より各農業委員会、北谷町長、浦添市長、宜野湾市長あてに「代理人による農地法の許可申請手續について」(別紙資料添付)との文書が発出されました。

これは我々行政書士が農地法申請書類を作成する事により、行政の手續きが円滑に行われ加えて依頼者の権利が保護されていると沖縄県が判断したものと考えております。

沖縄県行政書士会(以下当会)においては、非行政書士による無資格申請を排除すべく日々取り組んでおり、各農業委員会に非行政書士排除プレートを配布し掲示をいただきご協力を賜っております。

しかし、まだまだ非行政書士による違法な無資格申請が各農業委員会になされているのが現状であり、当会としましては今後も行政の円滑な運営と県民保護の観点から活動を継続していく所存でございます。

つきましては、関係各位のご協力を賜り活動を行いたく存じますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

別添文書 沖縄県農林水産部長発「代理人による農地法の許可申請手續について(通知)」

農政第1500号
令和6年3月28日

各市町村農業委員会会長
北谷町長、宜野湾市長、浦添市長 各位
(農地担当課扱い)

沖縄県農林水産部長
(公印省略)

代理人による農地法の許可申請手続について(通知)

農地法の許可申請手続について、申請者本人以外の者が手続を行うときは委任状の提出を必要としています。行政書士法第1条の2及び第19条第1項にて、行政書士でない者が、行政書士がすべき書類を作成し、官公署に申請を行うことは法律で禁じられています。

また、農地法の許可申請は、本来、申請に係る事業を行う意思を有する申請者本人が申請すべきものです。代理申請は、あくまで許可申請の手続を代理して行うものであり、申請に係る事業を行う意思まで代理するものではありません。

そのため、代理申請については、代理申請であることの確認及び申請者本人が申請に係る事業を実施する意思を有することの確認を行うため下記の取扱いとします。令和6年4月以降の窓口申請から対応をお願いします。農地法に関連する各種証明の請求手続についても、本取扱いを準用するものとします。

なお、この取扱いについては、沖縄県行政書士会と調整済みであることを申し添えます。

記

- 1 申請者本人以外の者が許可申請手続を行うときは、本通知で示す委任状(様式第5号の15)を使用すること。
- 2 窓口で申請者本人以外の者が許可申請手続を行うときは、本人の親族又は行政書士であることを確認すること(①戸籍謄本写又は住民票謄本写及び運転免許証等、②行政書士証票、補助者証等の提示)。
- 3 代理申請の資格を有しない者が許可申請手続を行っていることが判明した際は、行政書士法に抵触している旨を伝え、沖縄県行政書士会へ基本情報(窓口申請者、連絡先等)を連絡すること。

- 4 代理申請の資格を有しない者が申請した許可申請書について、窓口で受付を行い、その後の審査は開始するが、代理申請の不適が改善されるまでの間、補正事項の連絡や申請に係る各種問い合わせは申請者本人のみで行うこと。

【留意事項】

- 1 行政書士法第19条第1項の「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。」について

窓口申請者の事業者が「無償で代理申請をしている」旨を申し出た場合であっても、申込を受ければいつでも書類作成を行う意思（反復継続の意思）が客観的に認められ、書類作成に従事しているとみなすことができるので、書類作成が一回目であっても「業として」に該当する。

また、事業者が自己の業務を有償で受けている以上、自己の業務報酬に当該申請の報酬を組み込んでいると考えることが妥当である。（自己の業務報酬を得ない場合、当該申請を無償で受けるとは考えにくい）

- 2 非行政書士排除プレート（日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん）について

沖縄県行政書士会から市町村農業委員会に対して以前から配布されており、窓口設置による注意喚起を依頼しているところです。破損・紛失が生じている場合は同会へ連絡し、再配布を受けるようお願いします。

【行政書士法に係る問い合わせ先】

沖縄県行政書士会

TEL：098-870-1488

E-Mail：gyousei@rice.ocn.ne.jp

委任状

本人(委任者)の親族が代理申請を行う場合

受任者
 【本人(委任者)との続柄： _____】 連絡先

氏名

住所

【行政書士登録番号： _____】

事務所名

行政書士名
 _____ 職印

連絡先(TEL及びE-Mail)

本人の親族以外の者で行政書士(行政書士法人含む)ではない者が、業として官公署に提出する書類を作成することは行政書士法上、原則として禁止され、違反者には罰則が科されることがあります。そのため、上記行政書士を代理人と定め、下記の権限を委任します。また、上記の者が本人の親族である場合は、上記親族を代理人と定め、下記の権限を委任します。

【委任事項】

1. 下記土地の**農地法第 _____ 条**に基づく許可申請書の作成・補正及び提出手続き並びに許可書(受理通知書)の受領

※本人(委任者)は、代理人が作成した申請書の内容を理解しており、申請書の提出後に大幅な内容の変更が行われる場合は、別途、確認書(任意様式)を作成する。

土地の表示(地番) _____ 地目 _____ 面積(m²) _____

2. 目的(_____)

【本人(委任者)】

住所 _____

氏名 _____ 印 連絡先(TEL、E-Mailなど) _____

住所 _____

氏名 _____ 印 連絡先(TEL、E-Mailなど) _____

住所 _____

氏名 _____ 印 連絡先(TEL、E-Mailなど) _____

許可申請に係る譲渡人、譲受人それぞれ自署あるいは記名押印のこと。

(注1)行政書士にあっては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は補助者証)を申請書等を提出する際に提示すること。

(注2)代理人が行政書士である場合は、行政書士登録番号を記載すること。

(注3)行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業をすることは、行政書士法違反となり、刑事罰が科される場合があります。

【参考法令】行政書士法第19条第1項及び第21条第2項
 (業務の制限)

第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 2 第19条第1項の規定に違反した者

【行政書士法に係る問い合わせ先】

沖縄県行政書士会 TEL: 098-870-1488 E-Mail: gyousei@rice.ocn.ne.jp

行政書士証票



氏名

生年月日

事務所名称 行政書士小野正義事務所

事務所所在地 沖縄県豊見城市字上田566番地
大盛アパート106

登録番号 第93470362号

上記の者は、行政書士法第6条の行政書士名簿に登録されており、
行政書士であることを証明する。

また、平成28年11月15日研修を修了した特定行政書士である。

発行日 平成29年 2月15日

 日本行政書士会連合会

補助者証

第0615号



氏名

生年月日

勤務場所 行政書士小野正義

上記の者は行政書士の補助者であることを証明する。

平成18年 6月30日

沖縄県行政書士会



行政書士法（抜粋）

（業務）

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

（業務の制限）

第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

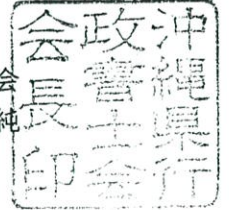
- 1 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
- 2 第19条第1項の規定に違反した者



沖行発第 468 号
令和 6 年 3 月 12 日

沖縄県農林水産部
農政経済課
課長 長元 司 殿

沖縄県行政書士会
会長 白木 純



非行政書士行為排除協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より私たち沖縄県行政書士会の業務に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、沖縄県行政書士会（以下「本会」）においては、非行政書士による無資格申請を排除すべく日々取り組んでおります。各農業委員会におかれましても非行政書士排除プレートを掲示していただきご協力を賜っており、一定の成果は出ているように思います。

しかし、まだまだ非行政書士による違法な無資格申請が各農業委員会になされているのが現状です。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本会としましては、県に各農業委員会へ下記の事項についてご指導をしていただきたく存じます。

敬具

記

- 1 委任状に（１）行政書士名、（２）事務所名、（３）登録番号があるかの確認
- 2 申請時に、行政書士証票の提示を求める
- 3 無資格者と判明した場合、（１）業者名、（２）住所、（３）連絡先を本会に通報
- 4 無償で申請をしている場合であっても「反復継続の意思（申込をうければいつでも書類の作成を行う意思が客観的に認められること）をもって書類の作成に従事する」ことは作成が一回であっても「業として」（行政書士法第 19 条第 1 項）に該当すること。
- 5 また、業者が無償と言っても業者が自己の業務を有償で受けている以上、自己の業務報酬に問題申請の報酬を組み込んでいると考えるが素直であること（自己の業務報酬を得ない場合、問題の申請を無償ですとは考えられないため）
- 6 申請者と窓口来所者との同一性（本人性）を確認すべく身分証の提示を求めること
- 7 窓口来所者が申請者の親族であると主張する場合も、来所者の身分証の提示を求めること
- 8 本人、行政書士又は親族でない者による違法申請を各農業委員会が受け付けないこと



困ったときは、行政書士に 聞いてみよう!



日本行政書士会連合会 公式キャラクター コキマサくん

遺言・相続

遺言書の作成支援、遺産相続においては、相続財産の調査及び遺産分割協議書の作成を行います。

法人設立・支援

株式会社・合同会社・社会福祉法人等の設立手続き代理及び事業運営の支援を行います。

建設業許可申請

新規申請・更新・年度報告・入札参加等建設業に関する申請手続きを行います。

民泊旅館開設

住宅宿泊事業法・旅館業法の届出・許可申請を行います。

補助金申請

官公庁からの補助金募集のご相談・申請書作成等をお手伝いします。

事業資金調達

金融機関への融資の相談・事業計画の作成等をお手伝いします。

農地転用

畑に家を建てたい、駐車場にしたい、農地を売りたい等土地に関連する各種申請手続きを行います。

自動車登録

自動車の名義・ナンバー等変更、車庫証明書取得など各種自動車登録申請等を行います。

外国人就労ビザ

外国人を雇用する際に必要となる入国管理局への申請手続きを「申請取次行政書士」が行います。

福祉関係

障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所指定申請、就労継続支援「B型」、「放課後等デイサービス」の指定申請を行います。

運送業許可

貨物自動車・旅客自動車運送事業等の許可・認可・登録申請を行います。

飲食店開業

飲食業許可・風俗営業許可（スナック等）・深夜酒類届出（バー等）の申請を行います。

行政書士でない者が、行政書士がすべき書類を作成し、
官公署に申請することは法律で禁じられています。

(行政書士法第1条の2、同第19条)



お問い合わせは

沖縄県行政書士会

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖4-6-2
沖縄県行政書士会館

TEL:098(870)1488 FAX:098(876)8411

HP: <https://okigyo.jp/>

非行政書士排除プレート

(日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん)



行政書士でない者が、
業として他人の依頼を
受け報酬を得て、官公
署に提出する書類を作
成することは、法律で
禁じられています。

(他の法律で別段の定めがある場合を除く)

沖 縄 県
沖縄県行政書士会